

## 平成21年度県予算及び主要事業への要望並びに回答

本育成会は、会員の皆様の思いや願いを行政や社会に伝える役割を担っており、いろいろと寄せられます意見や情報をもとに各種要望活動を行っています。

特に県の予算や主要事業に対しては、毎年要望を行っておりますが、平成21年度の要望事項並びに県からの回答は次のとおりです。

要望事項	要望内容説明	県の回答
1 知的障がい児及び家族支援の充実・強化について	<p>障がいの有無に拘わらず、全ての子供たちは健全な環境の中で育つよう保障されなければなりません。とりわけ障がい児については、早期発見・早期療育の視点に立って、健全に成長できるよう環境を整備することが必要です。</p> <p>特に、乳幼児から学齢期までの子育て支援や家庭支援は、障がいの発生予防や軽減につながります。</p> <p>そのため、相談支援事業の充実や子育て支援センターに、障がい児を専門とする部署の設置等の整備・強化を要望します。</p>	<p>障害児の支援については、国においても「障害児支援の見直しに関する検討会」において計11回検討され、平成20年7月に報告書が取りまとめられております。このなかでも、早期発見・早期対応策やライフステージを通じた相談支援の充実などが示されているところですが、県としても、報告書の方向性を踏まえ、市町の相談窓口の充実へ向けた支援のほか、専門性が必要となる障害児等療育支援事業の実施や児童相談所での相談支援、発達障害児の支援策、更には平成21年度に新たに設置する療育支援センターでの人材育成など、市町を支援していきたいと考えています。</p>
2 入所施設利用者及びその家族への配慮について	<p>知的障がい者が地域での暮らしを実現したり、その暮らしを豊かなものとするためには、受け皿となる住まいや働く場の確保が必要ですが、現状では受け入れ態勢が十分とは言えません。</p> <p>そのため、障害程度区分に関わらず、入所施設利用者の意思や家族の置かれている実態等を考慮して、引き続き入所を希望すれば継続利用が出来るよう要望します。</p>	<p>旧法の施設に入所されていた方については、継続入所や再入所が平成24年4月以降もできるように取扱が変わることとなる予定です。</p>
3 障害者通所授産施設等活動奨励金の継続支給について	<p>障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの一部や食費等の実費を利用者が負担する仕組みが導入されました。同法施行前は利用者の負担は殆ど無く、また、負担に対応できる所得保障が無い事等から、利用者負担の急激な変化を緩和するため、通所授産施設等利用者に現在、活動奨励金（1人1日170円）が支給されていますが、今後とも利用者の負担軽減のためにもこの制度の継続を要望します。</p>	<p>障害者自立支援法施行により、原則1割の利用者負担が生じたことが、従来の負担に比して急激な負担増加となったため、激変緩和のために平成20年度までの制度として県単独事業で緊急かつ時限的に導入したもので、本来、自立支援法は国の制度であり、国において制度の改善等を行うものであるが、国の改善を待つことができない緊急的な対策として県で講じたものです。</p> <p>なお、法施行後、利用者負担額が生活に与える影響が大きい低所得者の利用負担について、特別対策や緊急措置によってかなり軽減されてきていること、平成21年4月以降も軽減は継続して実施されることから、県単独での軽減措置は廃止としたものです。</p>